

■児童手当 第3子以降のカウント方法について

		22歳年度末		18歳年度末			
			—— 拡充 ——				
制度改正後 (令和6年10月より)	カウント外		第1子	第2子	第3子	第4子	
	23歳	19歳	17歳	15歳	12歳		
制度改正前							
	カウント外	カウント外	第1子	第2子	第3子		

※大学生年代（18歳年度末経過後から22歳年度末まで）のお子様をカウントに含めるには、大学生年代のお子様を監護相当・養育している場合に限りま。

※大学生年代のお子様が別居・就労している場合であっても、児童手当の受給者に「経済的負担」がある場合はカウント対象になります。
 （「経済的負担」とは、大学生年代のお子様の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を児童手当の受給者が負っている状況。仕送り等も含む。）